

令和7年第1回教育委員会臨時会  
(1月28日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年1月28日（火）午後2時00分から午後2時42分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	山田 安宏
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
中央図書館長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

- 第 1号議案 令和6年度東京都台東区一般会計補正予算（第7回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について
- 第 2号議案 令和7年度東京都台東区一般会計予算（当初）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について
- 第 3号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の意見聴取について
- 第 4号議案 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 5号議案 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 6号議案 東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例の意見聴取について

- 第 7号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 8号議案 東京都台東区小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 9号議案 東京都台東区家庭的保育事業等事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第10号議案 東京都台東区教育委員会に係る刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
- 第11号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 第12号議案 東京都台東区教育委員会優秀団体等奨励規程の一部改正について

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

ア 刑法の改正に伴う例規の整理について

2 その他

午後2時00分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第1回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、川崎委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。本日の議題は、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件であり、傍聴にはなじまないため、非公開で聴取したいと思います。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本臨時会の案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思います。

#### 〈日程第1 議案審議〉

##### 第1号議案

○佐藤教育長 それでは日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第1号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第1号議案、令和6年度東京都台東区一般会計補正予算（第7回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明をいたします。本案は、来る第1回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

議案の次にございます内訳書をご覧ください。今回の補正は、歳入が2億659万9,000円、歳出が5億3,237万1,000円の、それぞれ減額でございます。

以下、主なものを申し上げますので資料の次のページをご覧ください。まず歳入の内訳でございます。

まず国庫補助金、教育費補助金では、庶務課が小学校昇降機設置及び空調設備更新等工事に対する交付金の補正分として学校施設環境改善交付金を1,922万2,000円、1行飛ばしまして、児童保育課が、保育士等人材確保に対する補助金の補正分として、保育対策総合支援事業費を1,838万6,000円、それぞれ減額しております。

次に都補助金、教育費補助金では、庶務課が小中学校ICT教育の推進に対する補助金の補正分として、1人1台端末更新事業費を1億3,493万3,000円、3行飛ばしまして児童保育課が保育士等人材確保に対する補助金の補正分として、保育従事職員宿舍借上支援事業費を1,403万9,000円、それぞれ減額しております。

歳入については以上でございます。

次のページをご覧ください。続いて歳出の内訳でございます。

まず教育総務費では、3行目にあります庶務課の校務支援システムの運営が、校務支援システム機器借上げの契約差金等により2,178万2,000円の減額。1行飛ばしまして、医療的ケア児支援では、人員の配置実績により、学務課が820万8,000円、児童保育課が3,246万4,000円、それぞれ減額となっております。

次に小学校費では、庶務課の小学校施設管理が 3,802 万 2,000 円、小学校施設保全が 3,639 万 3,000 円、小学校ICT教育の推進が、1 人 1 台学習用タブレットパソコン等借り上げの契約差金により 6,300 万円の、それぞれ減額となっております。また、金杉小学校大規模改修増築が工事契約の差金により、3,120 万円の減額となっております。

次のページをご覧ください。中学校費では、庶務課の中学校施設管理が 2,069 万 3,000 円、中学校施設保全が 651 万 1,000 円、中学校ICT教育の推進が 2,400 万円の、それぞれ減額となっております。

続きまして、児童保育費では職員費が 2,500 万円、児童保育課の保育所等保育士等人材確保が補助対象見込みの戸数及び月数の減により 2,982 万 6,000 円、2 行飛ばしまして、こどもクラブ運営がこどもクラブ事業運営委託料の実績等により 5,632 万 5,000 円の、それぞれ減額となっております。

次のページをご覧ください。こども園費では、2 行目にあります学務課のこども園保育士・栄養士等の採用が、採用者数の見込みにより 2,040 万円の減額となっております。

続いて社会教育費では、生涯学習課の生涯学習センター管理運営が 1,200 万円、生涯学習センター機能強化等改修が 1,000 万円の、それぞれ減額となっております。

最後に社会体育費では、スポーツ振興課の区有施設省電力型照明整備が 2,140 万 7,000 円の減額となっております。

増減の主な理由につきましては、それぞれ資料の説明欄に記載のとおりでございます。

それでは議案の 2 ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 だいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 1 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

## 第 2 号議案

○佐藤教育長 次に、第 2 号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第 2 号議案、令和 7 年度東京都台東区一般会計予算における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案は第一回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

議案の次にあります。内訳書をご覧ください。令和7年度の一般会計予算における教育関係経費全体の歳入と歳出の科目別予算の一覧でございます。

歳入は71億6,742万2,000円で、前年度比5億9,707万円、9.1%の増でございます。歳出は333億2,757万9,000円で、前年度比35億4,580万8,000円、11.9%の増でございます。

次のページをご覧ください。債務負担行為として5つの事業を掲載しております。

以下、歳入歳出予算の主な内容を申し上げます。資料の次のページをご覧ください。初めに歳入予算でございます。まず、分担金及び負担金では、教育費負担金が、保育所個人負担金の減により703万6,000円の減額となっております。

使用料及び手数料では、教育使用料が幼稚園保育料の実績見込みの増と、保育所保育料の実績見込みの減、並びに生涯学習センター機能強化等改修に伴う生涯学習センター施設使用料の減の差し引きにより2,464万8,000円の減額となっております。

国庫支出金では、教育費負担金が子育てのための施設等利用給付費の減と、公定価格増による子どものための教育保育給付費増の差し引きにより、2億5,839万9,000円の増額となっております。

また、教育費補助金が、金曾木小学校・東泉小学校大規模改修工事に対する交付金の増、及び子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費により、4,428万4,000円の増額となっております。

続きまして、都支出金では、教育費負担金が子育てのための施設等利用給付費の減と、公定価格増による子どものための教育・保育給付費の増の差し引きにより1億2,309万円の増額。教育費補助金は、公立学校給食費負担軽減事業費及び保育サービス推進事業費並びに学校マネジメント強化事業費の増により2億2,151万7,000円の増額となっております。

財産収入では、財産貸付収入が生涯学習センター機能強化等改修に伴う地下駐車場貸付料の減により1,033万6,000円の減額となっております。

1款飛ばしまして、諸収入では、利用料等収入が北上野保育室保育料の減により809万1,000円の減となっております。

続きまして、次のページをご覧ください。歳出予算でございます。区の一般会計総額は1,306億円、前年度比74億円、6.0%の増でございます。そのうち教育費は333億2,757万9,000円、教育費の一般会計に占める割合は25.5%となっております。

その下の表は教育費における項別の内訳でございます。この中の一番上、構成比100%の欄を横にご覧ください。事業費は293億9,638万9,000円、前年度比33億1,309万1,000円、12.7%の増でございます。また、人件費は39億3,119万円、前年度比2億3,271万7,000円、6.3%の増となっております。

次のページをご覧ください。

人件費の増減説明でございます。予算額の増減につきましては職員構成の変化及び給与改定によるものでございます。

次のページをご覧ください。歳出予算の内訳でございます。

まず教育総務費では、2番の校務支援システムの運営が校務支援システム更改終了により3億8,730万2,000円の減額となっております。6番の教育支援館運営、特別支援教育支援員の配置は、報酬、職員手当等の増により、1億1,784万8,000円の増額となっております。7番の教育支援館運営校内別室指導支援員の配置は新規事業により、3,285万7,000円を新たに計上しております。

続きまして小学校費では、一番の管理運営費、小学校施設保全是、大正小学校トイレ洋式化工事等の完了により、2億4,865万3,000円の減となっております。2番の小学校ICT教育の推進は、児童用1人1台端末の更改により4億4,625万4,000円。3番の金杉小学校大規模改修増築は、本体工事費及び工事管理業務委託費により9億5,080万4,000円。4番の東泉小学校大規模改修は、本体工事費の計上により14億885万8,000円のそれぞれ増となっております。7番の補助教材費等支援は新規事業により2億1,891万円を新たに計上しております。

中学校費でございます。2番の管理運営費、中学校施設管理は忍岡中学校樹木伐採により6,886万1,000円。4番の中学校ICT教育の推進は、生徒様1人1台端末の更改により、1億1,667万円のそれぞれ増となっております。また、7番の補助教材費等支援は新規事業により9,670万円を新たに計上しております。

続きまして、校外施設費では、1番の少年自然の家管理運営が屋外トイレ洋式化工事終了により、360万1,000円の減となっております。次のページをご覧ください。

幼稚園費では、3番の私立幼稚園、私立幼稚園施設型給付が対象園数の増により1億5,704万7,000円。6番の幼稚園預かり保育は、預かり保育定期利用の全10園一括での業務委託により1億6,914万円の増額となっております。

続いて、児童保育費では、2番の保育委託が、公定価格の増により6億5,724万2,000円、4番の認証保育所運営費助成が、単価改正による増、見込み児童数増、新規加算項目採択による増により、1億2,715万2,000円の、それぞれ増となっております。5番の保育所施設管理は、谷中保育園空調更新工事等の完了により、1億2,430万7,000円の減。6番の北上野保育室管理運営は、事業終了により1億6,309万円の皆減となっております。8番の放課後子供教室運営は、実施校拡大や人件費増及び実施時間延長に伴う運営費の増で6,704万5,000円の増となっております。

続きまして、こども園費では、3番の石浜橋場こども園管理運営、こども園維持運営が、こども園保育・栄養士等の採用が統合されたことにより、7,186万円の増となっております。4番の石浜橋場こども園管理運営、こども園保育士・栄養士等の採用は、こども園維持運営統合したことにより、6,894万6,000円の皆減となっております。

次のページをご覧ください。社会教育費でございます。3 番の図書館管理運営は、業務委託費の増及び給与改定や経験加算制度導入に伴う会計年度任用職員人件費増等により、4,006 万 4,000 円の増となっております。また、機能強化等改修工事の進捗により、4 番の中央図書館機能強化等改修が 3,928 万 6,000 円。7 番の生涯学習センター機能強化等改修が 3 億 3,592 万 8,000 円の、それぞれ減となっております。

社会体育費では、1 番の清島温水プールが天井耐震改修工事等終了により、3 億 5,255 万 2,000 円の減となっております。4 番のリバーサイドスポーツセンター陸上競技場大規模改修は実施設計委託終了及び整備方針の変更により 8,360 万円、5 番の区有施設省電力型照明整備はLED化工事終了により 1 億 9,738 万 7,000 円の、それぞれ改善となっております。

次のページからは、令和 7 年度に実施を予定しております、主な新規事業の一覧となっております。新規事業につきましては、学びのキャンパス台東アクションプランの改定を初めとする 7 事業となっております。

次のページになりますが、学校園教育の充実では、特別支援教育振興を初めとする 3 事業、教育保育施設・社会教育施設の整備は、教育支援館機能強化等改修を初めとする 16 事業、子育て支援の充実は、私立幼稚園預かり保育推進補助をはじめとする 4 事業、社会教育・社会体育の充実は、初心者スポーツ教室の 1 事業となっております。事業の概要につきましては、内容説明の欄をご確認ください。

恐れ入ります、議案の 2 ページ目にお戻りください。教育委員会の意見の案として、本委員会として原案に異存はありませんといたしました。

長くなりましたがご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 1 枚目というふうにナンバリングが打ってある、令和 7 年度教育関係歳入予算のところでちょっとお伺いしたいんですけれども、下のほうに入金として、繰入金として、教育振興基金繰入金というのが入っていますけれども。内山少年少女音楽振興基金の増というふうに書いてあります。これは多分、基金で令和 6 年度と同じ 100 万円ということだと思んですが、確認としてこちらの基金がどういうものであるのか。そして、今後どの段階でどのように使用することを見込んだ基金なのか、もし決まっているようであれば、ちょっと教えていただけたらと思ひまして。よろしく願いいたします。

○生涯学習課長 今回の基金の繰入金ですけれども、これ内山少年少女音楽の振興基金ということで、元内山区長のほうから、そういった音楽の振興の基金に対しての、いただいているものでございます。

それで内容としましては、来年度ジュニアオーケストラとジュニア合唱団がそれぞれ周年事業を 5 年ごとにやっているんですけれども、その周年事業迎える関係がございまして、それぞれに 50 万円ずつ、計二つありますので 100 万円の基金を取り崩す予定でございま

す。

また、今度、その先ですけれども、また周年事業があるという予定でございますので、また5年後に、またその部分での計100万円かと思いますが、取り崩す予定となっているものでございますよろしく申し上げます。

○浦井委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第2号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

#### 〈日程第1 議案審議〉

第3号議案

第10号議案

第12号議案

#### 〈日程第2 教育長報告〉

1 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、第3号議案を議題といたします。

なお、関連する、第10号議案、及び第12号議案、日程第2、教育長報告の報告事項、庶務課のアについても、一括して議題といたします。

庶務課長、説明と報告をお願いします。

○庶務課長 それでは初めに、教育長報告の報告事項庶務課のア、刑法の改正に伴う例規の整理についてご報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。

まず1番、趣旨でございます。令和4年6月17日公布の改正刑法によりまして、刑法第9条に定められている刑のうち、懲役と禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が定められたため、改正内容が影響する教育委員会の例規の整理を行う必要が生じたものでございます。

次に2の教育委員会の例規における改正内容でございます。教育委員会が所管する利益中の懲役及び禁錮を拘禁刑に改正し、例規ごとに必要な経過措置を設けてまいります。なお、例規のうち、条例と規則につきましては、整備条例及び整理規則を設け、複数の改正箇所を一括して改正してまいります。

続きまして3番、改正する例規でございます。改正する例規は資料にございます、(1)から(3)のとおり、条例、規則及び訓令の3種類がございます。それぞれ記載の例規が

改正の対象となってまいります。

最後に4番、施行日でございます。これらの例規の整理につきましては、改正される刑法の施行日であります、令和7年6月1日から施行いたします。

報告に関してのご説明は以上でございます。

続きまして、ただいまご報告させていただいた刑法の改正に伴って、改正が必要となる例規に関する第3号議案、第10号議案、及び第12号議案についてご説明をさせていただきます。

初めに、第3号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の意見聴取についてでございます。本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会の意見を求められているため提出したものでございます。

改正する条例は、先ほどご報告いたしました、資料1の3番、(1)に記載しております、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例でございます。

教育委員会の意見の案といたしましては、本委員会として原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第10号議案、東京都台東区教育委員会に係る刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてご説明いたします。

本議案につきましても、刑法の改正に伴い、規定の整備を図るために提出したものでございます。改正する規則は先ほどご報告いたしました、資料1の3番、(2)にございます、4つの規則となっております。

最後に第12号議案、東京都台東区教育委員会優秀団体等奨励規程の一部改正についてでございます。こちらも同様に刑法の改正に伴い規定の整備を図るために提出したものでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。以上の3議案につきまして、よろしくご審議の上、いずれも原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明と報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第3号議案、第10号議案及び第12号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

また、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

#### 第4号議案

○佐藤教育長 次に、第4号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第4号議案、東京都台東区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。議案をご覧ください。

本議案につきましては、来る令和7年第1回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、意見を求められているため、提出したものでございます。

恐れ入りますが議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。新旧対照表は別表第3になっておりますが、こちら6の項につきまして、現行では「第157条で」となっている箇所につきまして、「第157条第5号から第18号まで」に改正いたします。

この改正は、引用しております行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく、利用特定個人情報の提供に関する命令、第157条に規定されておりました事務処理を行うために、教育委員会は区長部局へ情報照会をかけておりましたが、ここに第1号から第4号まで、新たに妊婦のための支援給付というものが新設されて、追加され、照会をかける必要がない部分が入ってしまったことから、その部分を除いて、引き続き事務処理を行うための改正となっております。

施行日は令和7年4月1日としております。

恐れ入りますが議案にお戻りください。2枚目のところで、教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第4号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

#### 第5号議案

○佐藤教育長 次に、第5号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは第5号議案、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいた

します。議案をご覧ください。

本議案につきましても、来る令和7年第1回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

恐れ入ります。議案に添付しております、新旧対照表をご覧ください。本条例は、別表に定める各行政委員の報酬額を改正するものであり、教育委員につきましては、23万1,800円から23万4,600円に、選挙管理委員長につきましては29万700円から29万4,200円に、選挙管理委員は23万1,800円から23万4,600円に、識見者選出監査委員につきましては29万700円から29万4,200円に、議会選出監査委員につきましては18万4,500円から18万6,700円に、それぞれ改正するものでございます。

この改正は、令和6年第4回区議会定例会におきまして、議員報酬の額及び区長等の給料の額が改正されたため、行政委員会の委員等の報酬につきましても均衡の観点から改正をさせていただくものでございます。

付則をご覧ください。本条例の施行日は令和7年4月1日でございます。

恐れ入ります。議案の2枚目に戻りいただきまして、教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第5号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

## 第6号議案

### 第11号議案

○佐藤教育長 次に、第6号議案を議題といたします。

なお、関連する第11号議案についても、一括して議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは第6号議案、東京都台東区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。議案をご覧ください。本議案は来る令和7年第1回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき意見を求められているため、提出したもので

ございます。

恐れ入ります、議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。本条例は各附属機関の委員の報酬額を改正するものでございます。教育委員会に属する執行機関の委員は三つございまして、各委員毎に日額で報酬額を定めていたところを、勤続1日につき3万円を超えない範囲において任命権者が定める報酬額とする改正でございます。その他は新旧対照表に記載のとおり、文言の整理を行っています。

この改正は、第5号議案と同様、議員の報酬の額及び区長等の給料の額の改正を踏まえ、均衡の観点から改正するものでございます。

付則をご覧ください。本条例の施行日は令和7年4月1日としております。

恐れ入ります、議案に戻りいただきまして、教育委員会の意見の案として本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

第6号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の原案の上、どおりご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、第11号議案東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本規則につきましては教育委員会非常勤職員の報酬額を改定するために提出するものでございます。

恐れ入ります、議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。規則別表に定めるスポーツ推進委員の報酬額を、月額8,000円から月額9,000円に改正いたします。

本件につきましても附属機関に所属する委員の報酬額の改定等に伴い、均衡を図るために改定するものでございます。

付則をご覧ください。施行日は令和7年4月1日としております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第6号議案、及び第11号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

#### 第7号議案

○佐藤教育長 次に、第7号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは第7号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例

の意見聴取についてご説明いたします。議案をご覧ください。本議案は来る令和 7 年第 1 回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき意見を求められているため提出したものでございます。

恐れ入ります。議案に添付しております、新旧対照表をご覧ください。東京都台東区内山少年少女音楽振興基金を 200 万円から 100 万円に、東京都台東区池上社会教育振興基金を 1 億 8,700 万円から 1 億 8,600 万円に、東京都台東区上原伝統工芸文化産業振興基金を 200 万円から 300 万円にそれぞれ改めます。

付則をご覧ください。東京都台東区内山少年少女音楽振興基金及び東京都台東区池上社会教育振興基金については令和 7 年 4 月 1 日から、東京都台東区上原伝統工芸文化産業振興基金については公布の日から施行いたします。

議案にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 7 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

## 第 8 号議案

○佐藤教育長 次に、第 8 号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは 8 号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。本案は、令和 6 年 12 月 25 日に公布され、同日付で施行されました東京都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じて、学校医等の補償基礎額を改定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき提出するものでございます。まず改正内容についてです。恐れ入ります。新旧対照表をご覧ください。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額について、都条例の改正に準じて改定するものでございます。

次に付則でございます。施行日については公布の日からとし、経過措置として、令和 6

年4月1日以降に事由が発生したものについて適用いたします。

恐れ入ります。議案の2ページをご覧ください。教育委員会の意見案として、いたしましては、原案に異存ありませんとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第8号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

#### 第9号議案

○佐藤教育長 次に、第9号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 第9号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、議会提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより提出したものでございます。

恐れ入りますが、議案に添付している新旧対照表をご覧ください。本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、食事の提供の特例に関し、規定の整備を図るものでございます。第16条第1項第2号をご覧ください。栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となり、利用乳幼児に対する食事の提供を外部搬入する方法により行う場合に求めている、栄養士による、必要な配慮について所要の改正が行われたことを踏まえ、本条例においても同様に、「栄養士」につきましては、「栄養士又は管理栄養士」に改正いたします。

付則をご覧ください。本条例の施行日は令和7年4月1日からとしています。

恐れ入りますが、議案の2ページ目をご覧ください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

ご説明は以上です。本案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第9号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

## 2 その他

○佐藤教育長 本日の案件は、以上になります。

その他、何かご発言等がございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後2時42分 閉会